

高座清掃施設組合議会会議録

平成25年第2回臨時会

平成25年10月31日

高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成25年10月31日（木）午後1時30分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に招集した。

1 出席議員 14名

沖本浩二君	上沢本尚君
安藤多恵子君	加藤陽子君
松本春男君	守谷浩一君
青柳 慎君	松本正幸君
綱嶋洋一君	鶴指眞澄君
出口けい子君	市川敏彦君
長谷川 光君	西田ひろみ君

2 欠席議員 倉橋正美君

3 付議事件

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について）

日程第5 議案第6号 高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正について

日程第6 議案第7号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

4 説明のため出席した者 10名

組合長 内野 優	参 事 中村大義
副組合長 遠藤三紀夫	参事兼施設課長 芳賀 順一
会計管理者 山口朝生	総務課長 小野沢直仁
事務局長 加藤嘉之	建設推進室長 山崎 茂
事務次長 清水孝之	建設推進室主幹 吉川 浩

5 欠席者 副組合長 笠間 城治郎

6 出席した事務局職員 4名

総務課総務係長 二見 宏二 総務課主査 上田 裕法

7 会議の状況

(午後1時57分 開会)

◎議長(沖本 浩二君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立しましたので、これより平成25年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。 組合長。

[組合長(内野 優君) 自席]

◎組合長(内野 優君) 皆さんこんにちは。議員の皆様方におかれましては、公務ご多用の中、平成25年第2回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年9月には、台風18号が上陸、今月には、非常に強い勢力の台風26号が接近し、大島町では、大きな被害が出ました。お亡くなりになった方や、依然行方不明の方々がいられることにつきまして、心からお見舞いを申し上げます。

私共、台風26号の予報につきまして、県央の上空を通過するという情報がございまして、それぞれの自治体が警戒をしたところではございますけれども、逸れたとはいっても大島では被害があった。私共もしっかりとやっていかなければならないと思っております。

そんな中、全員協議会でも報告がありましたが、台風18号の上陸による道路冠水等がございましたが、処理場が稼働しないということにはなりません。しかしながら、道路が冠水した関係で、ごみの搬入ルートが変更になりました。これも地元の皆さんにご理解をいただいて、このような対応ができたと思っておりますし、地元の皆さんに心から感謝申し上げます。

現在、組合敷地内に新しいし尿処理施設を建設しております。長年、大変ご迷惑をかけてきた地元住民の皆様が苦渋の決断において、私共、施設更新についてのご了解をいただいて、本日も基本計画のお話がございました。

今後、三市の市民34万人のごみの処理はもちろんのこと、地元の皆さんにも歓迎されるような施設づくりをしてまいりたいと思っております。なお、施設更新に当たり地元の皆様からは、施設周辺の地域環境整備を是非進めていただきたいとの強い要望がありました。

各自治体へ行きますと、処理施設の周りは公園化されておまして、多くの市民・住民の方が憩いの場として楽しんでいる状況でございます。しかし、海老名の高座清掃施設組合は、そのような形ではございません。更新時には、34万人の市民が集える場所、あるいは、地元から歓迎される場所として、整備をしていくという形が私共、地元とそのような合意をしております。その取り組みをしていきたいと思っております。

今までは、高座清掃施設組合として、地域環境の整備をすることが、規約上できませんでした。今後は、規約を整備して地元の地域周辺の整備ができるような規約にしていきたいと考

えております。そのような面では、神奈川県への許可も必要でありますし、現在行われている処理場と規約の問題、三市の状況の全ての問題の精査をして、規約の改正に取り組んでいきたいと思っております。その準備ができた段階では、三市の議会に規約改正の上程をすることになります。どうかその段階におきましては、皆様方のご協力を心からお願い申し上げたいと思っております。

本日ご提案申し上げます案件は、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

議案第6号 高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例

議案第7号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

皆様には、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（沖本 浩二君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において安藤多恵子議員、加藤陽子議員を指名いたします。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

7番 長谷川光議員、8番 上沢本尚議員。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、組合長より本臨時会に上程される案件の説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 自席〕

◎組合長（内野 優君） 本日、ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

始めに、日程第4 報告第1号 「専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について）」でございます。

ます。これは、国の地方公務員給与削減に関する要請、構成市の状況等に鑑み、一般職の職員の給与について所要の改正を行い、平成25年9月30日付をもって専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。詳細につきましては、事務局長から、説明いたします。

次に、日程第5 議案第6号 「高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴う地方税に係る延滞金の特例利率の引き下げに準じ、諸収入金についても延滞金の特例利率を引き下げるためでございます。

詳細につきましては、事務局長から、説明いたします。

次に、日程第6 議案第7号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,575万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金の増をお願いするものでございます。

歳出につきましては、総務費の増、衛生費の減、予備費の増でございます。

継続費につきましては、ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務に関する補正でございます。詳細につきましては、事務次長から、説明いたします。

以上のとおりでございますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について）についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長（加藤 嘉之君） 自席〕

◎事務局長（加藤 嘉之君） それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。平成25年度の地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額措置を踏まえ各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置をするよう要請されています。このことにより、構成市との権衡を考慮し、職員給与等の削減を行うため、専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認いただきたいものでございます。

議案書3ページは、専決処分書でございます。改正の内容でございますが、議案書4ページ以降でございます。

平成18年度に行われた給与構造改革により創設された地域手当につきまして、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）の附則第7条において切替日から当分の間地域手当の率を本則の100分の12から100分の11にしてありますが、これを平成25年10月1日から平成26年3月31日までは100分の12から100分の7にするよう改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成25年10月1日から施行するものでございます。

以上大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

◎議長（沖本 浩二君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 提案理由に構成市の状況を鑑みてとありましたが、三市の状況をどのように把握されているかお伺いします。

◎事務局長（加藤 嘉之君） それぞれ給与体系、条例が違います。私共の高座清掃施設組合は、海老名市に所在するというので、海老名市の給与・条例に準じます。海老名市につきましては、地域手当を削減するという形です。座間市及び綾瀬市につきましては、給料表の一定値を削減するという形です。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。守谷浩一議員。

◎議員（守谷 浩一君） 国から地方公務員給与の削減に関する要請、構成市の状況に鑑み一般職の職員に対し給与の削減を行うとなっております。第一に国は、国家公務員に対して7.8パーセントの復興財源ということで、給与の削減をし、地方交付税の削減を「てこ」に使い、地方公務員の給与削減を求めてきたという流れから、今回の地域手当の記載があります。地方交付税の交付団体では、影響を受けないわけですが、同様に高座清掃施設組合の財政においても影響を受けないので、給与削減は、不必要です。また、構成市の状況を鑑みということで、海老名市の職員給与削減では、地域手当を削減したわけですが、座間市と綾瀬市の職員給与削減では、現給自体が削減され、月々3万円以上も減る職員がいて、とても賛成できるものではありません。このような流れの中で、今回の一般職の職員の給与を削減するということが出ています。第二に、財政制度審議会の会長として、現政権の経済財政の重要なアドバイザーである吉川洋氏は、日本のデフレの原因は、賃金の賃下げが常態化したことと言っているわけですが。政府は、法人税を10パーセント税額控除して賃上げを促すのだと、民間の賃金

を増やそうとしている。一方で公務員の給与削減をしているという全く矛盾をしている。公務員の給与削減分を復興財源に充てると言いますが、東日本大震災で東北の公務員の方々は、自分の家族が犠牲になっても、寝食を忘れて働いたわけです。そのような方々の給与まで削って良いのかという話です。むしろ、地方経済における地方公務員の精気行動という影響も考え、賃金を全体的に上げるべきなのです。最後に、この後にでる一般会計補正予算（第2号）にもこの給与削減が反映されていて、同様の問題があることを指摘し、以上で、高座清掃施設組合一般職職員の給与削減の専決処分に反対する討論とします。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、反対意見はありますか。

◎議長（沖本 浩二君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（沖本 浩二君） 挙手多数であります。よって、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について）」は、原案のとおり承認されました。

◎議長（沖本 浩二君） 日程第5 議案第6号 「高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 議案書の6ページでございます。提案理由については、組合長から申し上げたとおりでございます。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、地方税に係る延滞金の特例利率が引き下げられたことに準じまして、諸収入金等につきましても、同様の改正を行うとともに、諸収入金に対する延滞金の徴収要件の改正を行うものでございます。議案書7ページでございます。それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。

「高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正」でございます。

高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例第2条第1項における、諸収入金に対する延滞金の徴収要件につきまして、改正するものでございます。

延滞金を賦課する諸収入金の下限額につきまして、現行の1,000円から2,000円に、実際に徴収する延滞金の下限額につきまして、現行の500円から1,000円に、それぞれ改めるものでございます。また、附則第2項といたしまして、延滞金の特例利率の引き下げを行なうものでございます。当分の間、第2項第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当該年の前年の租税特別措置法の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した「特例基準割合」が年7.3パーセントに満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中において年14.6パーセントの割合にあつては、特例基準割合に1パーセ

ントを加算した割合とするものでございます。なお、当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。説明を終了させていただきます。

◎議長（沖本 浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（沖本 浩二君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号「高座清掃施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

◎議長 次に、日程第6 議案第7号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（清水 孝之君） それでは議案第7号、平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明させていただきます。別冊の補正予算書をご覧ください。1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,575万円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、継続費の変更は、第2表 継続費補正によるものでございます。2ページをお開き下さい。歳入歳出予算補正の1. 歳入でございます。3款 国庫支出金 1項 国庫補助金は、174万6千円の増額とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。2款 総務費 1項 総務管理費は、1,959万3千円の増、4款 衛生費 1項 清掃費は、2,210万円の減。7款 予備費 1項 予備費は、425万3千円増額し、歳出合計の補正額は、174万6千円とするものでございます。

4ページをお開き下さい。継続費補正については、2款1項、総務管理費、ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務は、ごみ処理施設の建設区域拡大により、その区域の土壌地質調査測量及び求積図作成等業務を計上したこと並びに来年4月から消費税率が、5パーセントから8パーセントに上がることによりまして、継続費の総額を4,179万円から6,886万7千円に、年度割を平成25年度2,291万2千円から3,168万円に、平成26年度分を1,887万8千円から3,718万7千円にそれぞれ変更とするものでございます。5ページは、事項別明細書総括の説明ですので、説明は省略させていただきます。

6、7ページをお開き下さい。総括の歳出補正額174万6千円の財源内訳は、7ページ記載のとおり、国庫支出金を174万6千円を増とするものでございます。

8、9ページをお開き下さい。歳入でございますが、3款1項2目交付金174万6千円の増は、ごみ処理施設更新に伴う建設区域の拡大部分の土壌地質調査・測量及び求積図作成業務等が増額になることにより、その増額分の3分の1が、交付金として見込めるため、増額するものです。

10、11ページをお開き下さい。歳出でございますが、2款1項1目、一般管理費1,418万円の増は、し尿、ごみ処理施設更新に伴う人事異動による総務課事務職職員の増と一般職の給与条例の改正の地域手当の利率の削減によるものです。3目 企画費541万3千円の増は、最終処分場調査業務委託の契約締結に伴って事業費が確定したことによる減額とごみ処理施設更新に伴う建設区域拡大部分の土壌地質調査及び求積図作成業務等、施設更新計画委託の増額によるものでございます。

12、13ページをお開き下さい。4款1項1目 清掃総務費2,210万円の減は、人事異動による施設課事務職職員の減によるもの及び一般職の給与条例の改正に伴うものであります。

14、15ページをお開き下さい。7款1項1目、予備費でございますが、425万3千円、予備費を増額するものでございます。16ページ以降は補正予算給与費明細書を添付してありますのでご高覧いただければと思います。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

◎議長（沖本 浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤 陽子君） 補正予算書11ページの調査業務についてお伺いします。

この調査業務は、いつ完了して、結果がいつ出てくるのかということと、最終処分場の灰を入れるかというお考えがあるのであれば、炉の選定に左右されることであると思われま

で、調査業務の調査結果は、どのような取扱いをしているのか、事業者選定委員会で取り扱うのか、そのあたりについて考えがあれば、お聞きしたいと思います。

◎事務次長（清水 孝之君） 調査業務でございますが、まず、最終処分場の跡地利用方法を検討します。その内容の調査業務と併せまして、最終処分場の環境整備につきまして、併せて掘り起こしの問題等につきまして、研究調査を行いまして、周辺環境の自然再生計画といった2つの方法で、調査を行ってまいります。完成につきましては、今年度末を予定しておりますので、最終的な利用価値としては、こちらの結果を見ながら、ごみ処理施設「炉」の選定の扱いにも関わってくるものと思います。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はございますか。松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 清掃総務費の職員と一般管理費の総務の職員と、どのような業種の人が異動ということになったのかをお聞きしたい。

◎事務次長（清水 孝之君） 施設課職員の事務職の中で設計等を行っている職員を現在、建設推進室に異動させて、ごみ処理施設、し尿処理施設の建設の方に従事させることと考えております。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 無いようですので、質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

◎議長（沖本 浩二君） 無いようですので、次に、賛成意見はありますか。

◎議長（沖本 浩二君） 無いようですので、以上で討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（沖本 浩二君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

（「質疑」と呼ぶ者あり）

◎議員（松本 春男君） 先程、組合長から規約の改正ということがあったのだけれども、ここに居る15人の議員は、ここで説明するのですけれども、各市で出ていない議員の人達もそれ（規約改正について）を審議しなくてはならない。三市の職員にも説明をしなくてはならない。この規約の改正は、三市にいつ頃出して、いつ頃資料等の配布をするのかを高座の考えとしてお聞きしたい。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 各市の議会運営につきましては、それぞれの方法があろうかと思しますので、それにつきましては、各市にお任せをしたいと考えております。資料提供及び情報提供については、その都度、実施をしてまいりたいと思っております。改正時期でございますけれども、環境が色々な状況が整い次第というふうに考えております。

◎議員（松本 春男君） 三市でも大体年に4回（議会を）やられていると思うのですが、次は12月議会が11月の終わり頃からやりますが、そこで提案されるのか。それでは、かなり忙しいし、3月か、それ以降なのか。12月提案があるかだけ聞いておきます。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 大変恐縮ですが、それについても現在検討中でございます。

◎議員（松本 春男君） もし、12月議会でやられるのであれば、議員は引継ぎをしますのよいのですが、高座の職員がそれぞれの議会に来て説明はしないと思うので、三市職員が説明しなくてはならないので、時間的な余裕をもって対応をしていただきたいということを要望しておきます。

◎議長（沖本 浩二君） 本日提案された議案については、全て終了いたしましたので、これをもって会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦勞様でした。

（午前14時33分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成25年10月31日

高座清掃施設組合議会議長 沖 本 浩 二

高座清掃施設組合議会署名議員 安 藤 多 恵 子

高座清掃施設組合議会署名議員 加 藤 陽 子